様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 8月29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃゆうでん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社有電  （ふりがな）ありむら　ともやす  （法人の場合）代表者の氏名 有村　朋泰  住所　〒481-0006  愛知県 北名古屋市 熊之庄石原９５番地  法人番号　1180001054638  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社有電　デジタル活用計画 | | 公表日 | ①　2025年 8月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページに掲載  　https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01  　「株式会社有電　デジタル活用計画」  https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01  １．デジタル活用計画の全体像（Ｐ３）の経営理念、ＤＸビジョン、実現の方向性  https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01 | | 記載内容抜粋 | ①　■経営理念  顧客第一主義  付加価値の高い技術提供  ■ＤＸビジョン  長期的な視点でデジタル環境を構築しデータを利活用する中で、業務内容・働き方・組織運営を変革、「次世代に繋がる電気工事を」目指します。  ■実現の方向性  1.データの蓄積・活用により新たな顧客価値を創造し、差別化を実現します。  2.デジタルツールの活用により事業の生産性を向上し、競争力強化を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年7月23日の取締役会での承認を得ました。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社有電　デジタル活用計画 | | 公表日 | ①　2025年 8月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページに掲載  　https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01  　「株式会社有電　デジタル活用計画」  https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01  １．デジタル活用計画の全体像（Ｐ３）の戦略  ２．戦略と成果目標（Ｐ４）のDX戦略、戦略概要、行動例 | | 記載内容抜粋 | ①　記載内容抜粋 Ⅰ：データに基づく経営と施工マネジメント強化  ■戦略概要  工事ごとの計画と実績データを蓄積・活用し、施工マネジメントに役立てます。  ■行動例  ・進行中の工事状況をいつでも確認できる仕組みを導入します。  ・工事の問題点や遅れをすぐに把握できるしくみを整備します。  Ⅱ：デジタル技術を活用した高品質な施工  ■戦略概要  熟練作業者の勘や経験にデータを組み合わせ、施工プロセスの精度を高めます。  ■行動例  ・工具や車にセンサーをつけて、使い方や状態を見える化します。  ・見える化した情報をもとに不具合管理をします。  ・ベテラン社員の技を動画に残して、若手が学べるようにします。  Ⅲ：データ活用による社会・顧客・社員の満足度向上  ■戦略概要  必要な情報を蓄積・活用し、社会・顧客・社員に貢献します。  ■行動例  ・紙の書類をデジタル化して、情報を見つけやすくします。  ・社員同士が資料を簡単に共有できるようクラウドを活用します。  ・公平な人事評価ができる仕組みを導入します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年7月23日の取締役会での承認を得ました。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社有電　デジタル活用計画  　「株式会社有電　デジタル活用計画」  https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01  ３．戦略を支える環境整備（Ｐ５）の組織、人財 | | 記載内容抜粋 | ①　■戦略を支える環境整備  （組織）ＤＸ推進委員会設置  ・代表取締役直下に「ＤＸ推進委員会」を設置します。  ・DX計画を策定・管理し、進捗状況の把握と課題への  　対応を行います。  ・常に成長し続ける文化を醸成します。  （人財）デジタルを活用した教育  ・ビデオコンテンツやeラーニング等のデジタル技術を活用して、社員教育を実施します。  （人財）情報セキュリティの順守  ・情報セキュリティハンドブックを作成して、責任者が年1回アンケート調査し対策を実施します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社有電　デジタル活用計画  　「株式会社有電　デジタル活用計画」  https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01  ３．戦略を支える環境整備（Ｐ５）のＩＴ | | 記載内容抜粋 | ①　（IT) クラウド基盤整備  ・クラウドベースの自社らしいシステムを構築します。  （IT) データベース整備  ・各種情報を利活用するためのデータベースを構築します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社有電　デジタル活用計画 | | 公表日 | ①　2025年 8月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページに掲載  　https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01  　「株式会社有電　デジタル活用計画」  https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01  ２．戦略と成果目標（Ｐ４）成果指標 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進指標による自己分析をもとに、3年後のKPI達成に向けて効果的な施策を選定し、一部部門で実施します。その知見を標準プロセス化し、全社へ展開します。  PDCAサイクルを回して改善を重ね、DXビジョンの実現を目指します。  ■成果指標  Ⅰ：データに基づく経営と施工マネジメント強化  ・計画と実績の差異の縮小  ・従業員ひとり当たりの売上高や労働生産性の向上  ・顧客満足度の向上  Ⅱ：デジタル技術を活用した高品質な施工  ・施工品質の向上  ・コスト削減・利益向上  ・若手職人の習熟度向上および習熟スピード向上  Ⅲ：データ活用による社会・顧客・社員の満足度向上  ・コピー紙の使用量削減によりCO2削減。ＳＤＧｓ『13 気候変動に具体的な対策を』とも関連  ・健康増進(健康診断結果のDB化）。SDGｓ『３ すべての人に健康と福祉を』とも関連  ・社員スキルと満足度の向上  Ⅱ：デジタル技術を活用した高品質な施工 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月 8日 | | 発信方法 | ①　株式会社有電　デジタル活用計画  　ホームページに掲載  　https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01  　「株式会社有電　デジタル活用計画」  https://uden.co.jp/company-sdgs.html#ds01  トップメッセージ（Ｐ１） | | 発信内容 | ①　発信内容 ・代表メッセージ  　株式会社有電は、現会長「有村明信」が西春日井郡師勝町にて個人創業開始をした電気工事会社です。  上下水道プラント工事・一般工業プラント・特高受変電設備工事といった大規模プラント工事から内線工事まで「電気工事一筋・施工品質第一」をモットーに進んで参りました。  有電の経営理念の顧客第一主義とは、「建設業もサービス業である」という考えのもとお客様の立場に立って、お客様の繁栄を心から願いながら誠心誠意向き合っていくことです。  また、サービス精神だけではなく、それに見合った高い技術力も兼ね備えており、お客様の期待を超えることを目標に奮闘しております。仲間意識や地域とのつながりなども大切にしている暖かい会社です。  　しかし、昨今の少子化による人材不足や物価の高騰などの様々な問題に日々悩まされています。また、世間ではデジタル化が進み、データ分析やクラウドコンピューティングが日常化してきました。  そこで有電では、社員一丸となって積極的にデジタル化を目指していきたいと思います。お客様のことを第一に考えている有電だからこそ、デジタル化していくことによって、今ある高い技術力に業務効率をプラスし  お客様のニーズに合ったものを提供していきます。そして、デジタル化を通して柔軟な働き方を可能にし、働きやすい環境づくりにも力を入れていきます。  このように次世代に引き継がれていくような会社を目指し、「デジタル活用計画」を作成しました。  　有電では一部の人間だけでなく、会社全体で協力をしながらこの計画に積極的に取り組み、次世代に引き継がれる会社の実現に取り組んでまいります。  代表取締役 有村　朋泰 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 3月頃　～　2025年 4月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 5月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。